

## 大学生のもつ子どもの虐待に関する認識

四宮 美佐恵<sup>1)</sup>\*・安田 陽子<sup>1)</sup>・金山 時恵<sup>2)</sup>

百田 由希子<sup>2)</sup>・堀 早穂子<sup>3)</sup>・安部 瑞生<sup>4)</sup>

1) 新見公立大学助産学専攻科 2) 新見公立大学健康科学部看護学科

3) 公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院 4) 一般財団法人倉敷成人病センター

(2020年11月18日受理)

大学生の子どもの虐待に関する認識を明らかにし、若い世代の子どもの虐待予防に関する意識啓発のために必要な支援の示唆を得ることを目的に、大学生を対象に無記名自記式質問紙調査を行った。調査用紙は260部配布し、そのうち有効回答数206部(有効回答率96.3%)を分析対象とした。その結果、ビネット調査による39項目の虐待行為で【身体的虐待】はすべての項目において[虐待や放任である]と認識していたが、[虐待や放任の疑いがある]と認識している項目が【心理的虐待】で1項目、[虐待や放任ではないが不適切だ]と認識している項目が【心理的虐待】で3項目、【ネグレクト】で4項目、【性的虐待】で1項目、[あまり問題ない]と認識している項目が【性的虐待】で1項目、[わからない]と回答するものもいた。この事より、虐待に関して正しく認識していないことが明らかになり、虐待について正しい認識を持つための教育が必要であることが示唆された。

(キーワード) 子どもの虐待、しつけ、大学生

### 1. はじめに

子ども虐待とは、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれる危険性のあるものである。最近では、児童虐待に関する悲惨なニュースが後を絶たず、児童虐待が深刻な社会問題となっている。子どもの虐待が増える中、日本では2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「児童虐待防止法」と称する)が制定された。子どもの虐待は4つのタイプがあり、①身体的虐待: 児童の体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。②性的虐待: 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。③ネグレクト: 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的、性的、心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。④心理的虐待: 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴言、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことと定義されている<sup>1)</sup>。

日本で、はじめて児童虐待相談対応件数が公式に発表された1990年は1,101件であったが、厚生労働省の報道発表資料によると、2018年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数は、15万9,850件で、前年度より2万6,072件(19.5%)

増え、過去最多を更新した。対応件数の内訳は、心理的虐待88,389(55.3%)、身体的虐待40,256(25.2%)、ネグレクト29,474(18.4%)、性的虐待1,73(1.1%)となっている<sup>2)</sup>。

そのような中、虐待行為の加害者が、虐待行為を「しつけ」として捉えていることが少なくない。西澤<sup>3)</sup>は、「しつけ」とは、「親が、肌のふれあいや言葉かけによって、子どもが「不快」から「快」の状態になるよう繰り返し手助けをしていくこと」。「虐待」は「親が日常的にたたいたりして、力づくで子どもをコントロールすること。親が日常的に自分の感情にまかせて子どもの存在価値を否定するような言葉をぶつけること」と定義し、「しつけ」と「虐待」は根本から異なるものであるため、境界線は存在しないと結論付けている。しかし、実生活においては、「しつけ」と「虐待」の区別は必ずしも明確なものばかりではなく、「しつけのつもり」「しつけが過ぎた」などからわかるように非常に曖昧で、わかりにくいのが現状である。

児童虐待による子どもへの影響として、知的能力(学力)や身体発達の障害、愛着障害、怒りや恐怖が内在化し、衝動のコントロールが困難になる、恐怖や不安を伴うことにより安心感や安全感を持ってない、「自我(自分らしさ)」の侵害、自己肯定感の喪失等、子どもの健全な成長発達、人格形成に深刻な影響を及ぼす<sup>4)</sup>。また、友田<sup>5)</sup>は、「虐待は連鎖することは間違いない。つまり社会的な環境要因の整備のみならず早期の介入がなされないと、児童虐待の犠牲者が世代を越えて受け継がれるという、恐ろしい世代間

\*連絡先: 四宮美佐恵 新見公立大学助産学専攻科 718-8585 新見市西方1263-2

連鎖を生みだすことになる」と述べている。子どもの虐待が社会的問題として取り上げられ、関心が高まっている現状において、子どもの虐待の実態、専門家の役割、対応、親子関係など、様々な視点から調査・研究が報告されている。高橋ら<sup>6)</sup>は、子どもへの虐待に関わる児童相談所の児童福祉司及び心理職を対象にビネット調査を実施し、子どもへの不適切な関わりのアセスメント基準とその対応について試案を提示している。しかし、子どもの虐待に関する認識調査は少ない。そこで本研究では、将来親になると考えられる大学生の子どもの虐待に関する認識を明らかにし、若い世代の子どもの虐待予防に関する意識啓発のために必要な支援の示唆を得ることを目的とした。

## II. 研究方法

### 1. 研究デザイン

量的研究

### 2. 研究対象

A大学健康科学部看護学科1～4年生240名を対象とした。

### 3. 調査期間

2018年10月～12月

### 4. 調査方法

無記名自記式質問紙による集合調査を実施した。

### 5. 調査内容

子どもの虐待に関する調査用紙は高橋らが開発したビネット調査<sup>6)</sup>を用いた。ビネット調査は短いストーリーに対する回答を得て、対象者がどのように考えているかを把握するものであり「子どもの不適切なかかわり」の39項目を用いた。この項目に対して「全く問題ない」から「虐待・放任である」の5段階の選択肢から自分の考えに当てはまるものを選択するものである。

### 6. 分析方法

調査の分析は、統計解析プログラムSPSS11for Windowsを用い、単純集計をおこなった。

## 7. 倫理的配慮

調査用紙を配布後に研究の概要について説明し、アンケートに同意のチェック欄を設け、アンケートへの回答をもって、同意とみなした。研究への協力は任意であり、断っても不利益が生じないこと、成績には関係しないこと、研究者の守秘義務やデータの保管などについて口頭と文書で説明した。また、個人が特定されないことを説明し、プライバシーの保護には十分に配慮した。

なお、本研究は新見公立大学倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号158）。

## III. 結果

調査用紙は260部配布し、回収数214部（回収率82.3%）、そのうち有効回答数206部（有効回答率96.3%）を分析対象とした。

### 1. 対象者の属性

1年生55名（26.7%）、2年生54名（26.2%）、3年生60名（29.1%）、4年生37名（18.0%）。男性17名（8.2%）、女性189名（91.7%）であった。

### 2. 子どもの虐待に関する認識

#### 1) 身体的虐待に関する認識

身体的虐待として分類される7項目について、5段階の選択肢のうちすべてが「虐待や放任である」であった。さらに、項目ごとにみても、「子どもにたばこの火を押しつける」198名（96.1%）が最も多かった（表1）。

#### 2) 性的虐待に関する認識

性的虐待として分類される8項目について、5段階の選択肢のうち最も多かったのは、[虐待や放任である]の6項目、次に、[虐待や放任ではないが不適切だ]の1項目、[あまり問題ない]の1項目であった。さらに、項目ごとにみても、[虐待や放任である]の「親の性的満足の為に自分の性器を子どもに触らせる」185名（89.8%）、「親が子どもの性器を愛撫する」185名（89.8%）、[虐待や放任ではないが不適

表 1. 身体的虐待

項 目		全く問題ない	あまり問題ない	い虐待や適切だではない	が虐待や放任の疑い	虐待や放任である	わからない
身体的虐待	7 子どもの腹を足で蹴り上げる		1(0.5)	3(1.5)	17(8.3)	<b>181(87.9)</b>	4(1.9)
	11 親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	1(0.5)	18(8.7)	25(12.1)	56(27.2)	<b>99(48.1)</b>	7(3.4)
	14 子どもにたばこの火を押しつける				3(1.5)	<b>198(96.1)</b>	5(2.4)
	19 親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた			11(5.3)	46(22.3)	<b>146(70.9)</b>	3(1.5)
	21 罰として、子どもに長時間正座させる		9(4.4)	46(22.3)	63(30.6)	<b>84(40.8)</b>	4(1.9)
	29 親が酒に酔うと、子どもを叩いている			6(2.9)	17(8.3)	<b>179(86.9)</b>	4(1.9)
	38 親が子どもを叩いたら、あざができた		2(1.0)	17(8.3)	44(21.4)	<b>139(67.5)</b>	4(1.9)

表2. 性的虐待

項目		全く問題ない	あまり問題ない	い虐待や不適切だではない	が虐待や放任の疑い	虐待や放任である	わからない
性的虐待	6 親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る	14(6.8)	<b>85(41.3)</b>	67(32.5)	18(8.7)	10(4.9)	12(5.8)
	10 親の性的満足の為に自分の性器を子どもに触らせる			1(0.5)	14(6.8)	<b>185(89.8)</b>	6(2.9)
	16 親が好みで娘に露出度の高い服を着させる		9(4.4)	<b>77(37.4)</b>	55(26.7)	56(27.2)	9(4.4)
	17 親が18歳未満の子どもと性交する		1(0.5)	25(12.1)	8(3.9)	<b>160(77.7)</b>	12(5.8)
	23 親が思春期の娘の胸を愛撫する		1(0.5)	10(4.9)	18(8.7)	<b>169(82.0)</b>	8(3.9)
	32 親が子どもの性器を愛撫する		1(0.5)	5(2.4)	9(4.4)	<b>185(89.8)</b>	6(2.9)
	34 親が性交の様子なども含めて自分の異性体験について子どもに話す		15(7.3)	59(28.6)	52(25.2)	<b>65(31.6)</b>	15(7.3)
	39 親が子どもにポルノビデオを見せる		1(0.5)	26(12.6)	23(11.2)	<b>145(70.4)</b>	11(5.3)

切だ]の「親が好みで娘に露出度の高い服を着させる」77名(37.4%)、[あまり問題ない]の「親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」85名(41.3%)であった(表2)。

### 3) 心理的虐待に関する認識

心理的虐待として分類される11項目について、5段階の選択肢のうち最も多かったのは、[虐待や放任である]の8項目、次に多かったのは、[虐待や放任ではないが不適切だ]の3項目、次いで[虐待や放任の疑いがある]の1項目であった。さらに、項目ごとにみても、[虐待や放任である]の「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突きつける」191名(92.7%)、[虐待や放任ではないが不適切だ]の「罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる」82名(39.8%)、[虐待や放任の疑いがある]の「乳幼児が泣いても無視して、抱っこをしてあげない」91名(44.2%)が最も多かった(表3)。

### 4) ネグレクトに関する認識

ネグレクトとして分類される13項目について、5段階の選択肢のうち最も多かったのは、[虐待や放任である]の9項目

目、次に多かったのは、[虐待や放任ではないが不適切だ]の4項目であった。さらに、項目ごとにみても、[虐待や放任である]の「子どもが慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れて行かない」180名(87.4%)、[虐待や放任ではないが不適切だ]の「親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている」129名(62.6%)が最も多かった。この項目については、[全く問題ない]を選択したものが4名(1.9%)いた(表4)。

## IV. 考察

### 1. 子どもの虐待の4つのタイプの認識

子どもの虐待の4つのタイプの認識について考察する。ビネット調査による39項目の虐待行為で【身体的虐待】はすべての項目において[虐待や放任である]と認識している割合が高かったが、[虐待や放任の疑いがある]と認識している項目が【心理的虐待】で1項目、[虐待や放任ではないが不適切だ]と認識している項目が【性的虐待】で1項目、【心

表3. 心理的虐待

項目		全く問題ない	あまり問題ない	い虐待や不適切だではない	が虐待や放任の疑い	虐待や放任である	わからない
心理的虐待	2 罰として、子どもを夜中まで外に立たしておく		3(1.5)	33(16.0)	39(18.9)	<b>130(63.1)</b>	1(0.5)
	4 乳幼児が泣いても無視して、抱っこをしてあげない	1(0.5)	5(2.4)	41(19.9)	<b>91(44.2)</b>	67(32.5)	1(0.5)
	8 他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」という		6(2.9)	<b>61(29.6)</b>	45(21.8)	45(21.8)	5(2.4)
	12 子どもが嫌がるのに、年齢不相应な早期教育を強要する		7(3.4)	<b>66(32.0)</b>	61(29.6)	<b>66(32.0)</b>	6(2.9)
	15 太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」と言う	1(0.5)	5(2.4)	47(22.8)	47(22.8)	<b>101(49.0)</b>	5(2.4)
	20 親が言葉かけしないので、子どもの発達が遅れている			26(12.6)	84(40.8)	<b>89(43.2)</b>	7(3.4)
	24 子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」としばしば言う			12(5.8)	39(18.9)	<b>151(73.3)</b>	4(1.9)
	27 子どもの話しかけを一切無視して答えない			18(8.7)	36(17.5)	<b>147(71.4)</b>	5(2.4)
	28 「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突きつける			2(1.0)	8(3.9)	<b>191(92.7)</b>	5(2.4)
	30 罰として、子どもの頭をつるつるに刺る		4(1.9)	26(12.6)	51(24.8)	<b>118(57.3)</b>	7(3.4)
	35 罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる		12(5.8)	<b>82(39.8)</b>	51(24.8)	52(25.2)	9(4.4)

表4. ネグレクト

項目		全く問題ない	あまり問題ない	虐待や不適切だではない	虐待や放任の疑いがある	虐待や放任である	わからない
ネグレクト	1 親がパチンコをしている間、乳幼児を車に乗せておく		1(0.5)	15(7.3)	36(17.5)	<b>151(73.3)</b>	3(1.5)
	3 親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	2(1.0)	23(11.2)	<b>129(62.6)</b>	39(18.9)	8(3.9)	5(2.4)
	5 夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	1(0.5)	28(13.6)	<b>89(43.2)</b>	48(23.3)	48(23.3)	4(1.9)
	9 子どもが仲間を家に呼んで飲酒しているのに、親は何も言わない		12(5.8)	<b>92(44.7)</b>	46(22.3)	52(25.2)	4(1.9)
	13 親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている			9(4.4)	39(18.9)	<b>151(73.3)</b>	7(3.4)
	18 幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない			45(21.8)	57(27.7)	<b>97(47.1)</b>	7(3.4)
	22 子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない			22(10.7)	78(37.9)	<b>100(48.5)</b>	6(2.9)
	25 親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない			19(9.2)	48(23.3)	<b>134(65.1)</b>	5(2.4)
	26 子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く	4(1.9)	30(14.6)	<b>70(34.0)</b>	52(25.2)	41(19.9)	9(4.4)
	31 家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない		4(1.9)	20(9.7)	55(26.7)	<b>118(57.3)</b>	9(4.4)
	33 親が子どもの世話を嫌がり、ミルクを与える回数が不足している		1(0.5)	2(1.0)	54(26.2)	<b>145(70.4)</b>	4(1.9)
	36 子どもが慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れて行かない		1(0.5)	1(0.5)	18(8.7)	<b>180(87.4)</b>	6(2.9)
	37 親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事をつくらない		1(0.5)	8(3.9)	34(16.5)	<b>158(76.7)</b>	5(2.4)

理的虐待】で3項目、【ネグレクト】で4項目、【あまり問題ない】と認識している項目が【性的虐待】で1項目、4つのタイプすべての項目で【わからない】と回答するものも僅かではあるがいた。この事より、【身体的虐待】【性的虐待】については、虐待と認識している割合が高い傾向が見られ、【心理的虐待】【ネグレクト】については、虐待か虐待ではないのかがわかりにくいことがうかがえる。上本<sup>7)</sup>は、「身体的虐待、性的虐待行為に関しては「虐待」として認識する割合が高い傾向が見られたが、ネグレクトや心理的虐待行為に関しては虐待なのか虐待でないのかわからないと答える割合が増えていた」と報告している。本研究においても同様の傾向がみられた。

【身体的虐待】で、すべての項目において【虐待や放任である】と認識している割合が高かった事については、最も直接的な行為であり、明確な種類の虐待である事が考えられるため、虐待か虐待ではないかが、大学生にもわかりやすいのではないかと考える。高橋<sup>6)</sup>は、「「虐待」という言葉は、身体的虐待に代表されるような、肉体的なダメージを伴う重傷のケースのみを連想させる」と述べている。このことから、身体的虐待は、虐待をイメージしやすいのではないかと考察する。

【性的虐待】は、「親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」について【あまり問題ない】と認識しているものが85名(41.3%)で最も多かった。アメリカでは、親子が一緒にお風呂に入るのは性的虐待だとされる<sup>8)</sup>。ひとつひとつの行為が適切かどうかは国や文化、家庭によっても異なり、時代や子どもの年齢とともに変わっていくため、何が虐待で何が虐待ではないかがわかりにくいのではないかと考える。また、「親が好みで露出度の高い服を着させる」について【虐待や放任ではないが不適切だ】と認識しているものが77名(37.4%)で最も多かった。これについては、

着させられる子どもの受け止め方によって認識が違ってくると思われる。友田<sup>8)</sup>は「性的虐待に関しては、子どもの成長と共に基準は変化することを踏まえ、性的虐待の程度や種類は違っても、被害を受けた子どもに肉体的な苦痛や傷だけではなく、精神的発達に取り返しのできない傷を与えることを知っておく必要がある」と述べている。このことから、時代背景や子どもの成長発達を踏まえたうえで、性的虐待についての知識を深めていく必要があると考える。

【心理的虐待】は、虐待か虐待ではないかの線が見えにくいと、叱っている途中で、虐待へと踏み込んでしまう危険性がある。言葉が強すぎるのも、逆にまったく言葉をかけないのも、心理的な傷になることが考えられ、気づかないうちに虐待していることがある。このように、言葉による虐待は、虐待か虐待ではないかの範囲がわかりにくいと、繰り返され、積み重なりやすく、日々の中で徐々に広がっていく可能性があると考えられる。厚生労働省の児童家庭局では、心理的虐待とは、言葉で脅したり、脅迫すること、子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと、子どもの心を傷つけることを繰り返すこと、子どもの自尊心を傷つけるような言動をすること、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをすること、配偶者への暴力や暴言を子どもに見せることとしている<sup>9)</sup>。本研究において心理的虐待の「乳幼児が泣いても無視して、抱っこをしてあげない」について91名(44.2%)が【虐待や放任の疑いがある】と認識する割合が高かった。近年、携帯電話の普及に伴い子育て中の母親が、子どもが泣いていても携帯電話に夢中になり、子どもを抱いてあやすことをしない。また、子どもと遊んでいると言いながら、ゲームに夢中になっている父親の傍で子どもが泣いていても無視している。このような現状から考えると、両親にとっては、ただ、携帯電話やゲームに

夢中になってただけで虐待をしようとは考えていないということも理解できる。しかし、これが繰り返されると気付かないうちに虐待していることになると考えられる。また、「他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」という」について61名(29.6%)が「虐待や放任ではないが不適切だ」と認識している割合が高かった。友田<sup>10)</sup>は「「きょうだいを比較しすぎるようなことでも子どもは傷つく」これも心理的虐待であり、心理的虐待は、死に至らない虐待などではない。真綿で首を絞めるように、長い時間をかけてじわじわと被害者を苦しめる、もっとも残酷な虐待なのである」と述べている。このことより、心理的虐待に関して正しい認識を持つことが必要ではないかと考える。

【ネグレクト】は、他の積極的な虐待に比べて一見軽いように見えるかもしれないが、実際には子どもの心身の健康に重篤な影響を及ぼすものである。ネグレクトは育児放棄や育児怠慢と言われ、児童虐待の1つである。精神的発達への影響として、人格障害や摂食障害、依存などに影響する可能性がある。また、虐待を繰り返し受けることによって、他人を信頼できなくなることで、暴力や性的な関係性となりそれを求めるようになることが挙げられる。奥山<sup>11)</sup>は「情緒的ネグレクトは精神的発達への影響が大きいだけでなく、かつて「愛情はく奪性小人症」と呼ばれたように、成長に影響を及ぼすこともある」と述べている。本研究の結果では、ネグレクトとして分類される13項目のうち9項目は「虐待や放任である」と認識している割合が高かったが、残りの4項目については「虐待や放任ではないが不適切だ」と認識している割合が高かった。中でも「親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている」については129名(62.6%)が「虐待や放任ではないが不適切だ」と認識している割合が高かった。これは、核家族で、夫婦共働きの家庭が増えてきていることもあり、自分自身が夕食を一人で食べた経験があることも考えられる。また、「夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける」についても89名(43.2%)が「虐待や放任ではないが不適切だ」と認識している割合が高かった。近年、車に幼い子どもを置いたまま、親がパチンコに夢中になり、子どもが熱中症で死亡する事故が頻繁に起こっている。友田<sup>12)</sup>は「真夏の車の中に子どもを置いて買い物に行く親がいる。疲れて寝てしまっただけで子どもを起すのがかわいそうに置いていく人もあれば、危ないとわかっていても抱き上げるのが面倒だからと置いていく人もいる。このように、子どものためであるろうが、自分のためであるろうが、危険で改めなければならないという点においてはどちらも変わりはない」と述べている。このことより、ネグレクトに関する項目は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものではないと考え虐待ではないと認識していることが考えられるが、実際には子どもの心身の健康に重大な影響を与えるものであることを知っ

ておく必要があると考える。

以上のことより、本調査では、39項目の虐待行為で、身体的虐待を除いた、性的虐待の2項目、心理的虐待の3項目、ネグレクトの4項目について「虐待や放任である」と認識していない虐待行為があることが明らかになった。友田<sup>13)</sup>は、虐待は「客観的にみて虐待を受けている子どもでも、本人が虐待とっていないケースも多い。多くの子どもは自分の家庭を当たり前だと思って育つ」と述べているように、自分が育てられた経験は習慣として身につく子どもへの養育に反映しやすいと考える。虐待を受けて育った親のほとんどが必ずしもその子どもに虐待を加えるようになるとは考えられないが、世代間連鎖も指摘されている。このことより、将来親になると考えられる大学生に対して、世代間連鎖を断ち切ることも含めて、子どもの虐待について正しい知識が得られるように教育的な支援が必要であると考えられる。

## V. 本研究の限界と課題

本研究は、看護学科1～4年生を対象とした為、一般大学生に比べて虐待について学習する機会があり、認識が高い傾向にあったと考えられるため一般化することはできない。

今後は、子どもの虐待が増加し、社会問題として深刻化していくことが考えられる為、看護学生以外の大学生を対象に調査を行い、子どもの虐待に関する認識を明確にするとともに、子どもの虐待について正しい認識が持てるように教育的な支援をしていくことが課題である。

本研究における利益相反に関する開示事項はありません。

## 謝辞

本研究にご協力いただいたA大学健康科学部看護学科1～4年生に感謝いたします。

## 文献

- 1) 厚生労働省：児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号) <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html> (アクセス日：2020.9.1)
- 2) 厚生労働省：厚生労働省 平成30年度の児童虐待相談対応件数 <https://www.orangeribbon.jp/info/np0/2019/08/-30.phpl> (アクセス日：2020.8.13.)
- 3) 西澤哲：しつけと虐待の境界線, [https://www.kosodate.co.jp/miku/vol46/12\\_01.html](https://www.kosodate.co.jp/miku/vol46/12_01.html) (アクセス日：2020.9.1)

- 4) 渡辺久子：親子関係の世代間伝達 発達73,19,54-61,1998.
- 5) 友田明美：いやされない傷 児童虐待と傷ついていく脳,診断と治療社,8,2012.
- 6) 高橋重宏,庄司順一,中谷茂一他：「子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)－新たなフレームワークの提示とビネット調査を中心に－ 日本総合愛育研究所紀要32,87-106,1996.
- 7) 上本めぐみ,李環媛：教員養成課程の大学生における児童虐待に関する意識,兵庫教育大学教育実践学論集,15(3),13-26,2014.
- 8) 友田明美,藤澤玲子：虐待が能を変える 脳科学者からのメッセージ,新要曜社,14-16,2018.
- 9) 厚生労働省：子ども虐待の援助に関する基本事項 ,<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/01.html> (アクセス日：2020.8.13)
- 10) 前同書8) ,22-24.
- 11) 奥山真紀子：マルトリートメント（子ども虐待）と子どものレジリエンス,学術の動向,15(4),46-51,2010.
- 12) 前同書8) ,5-6.
- 13) 前同書8) ,148-149.